

ひきこもり者の家族に対する集団支援業務（奈良県北部地域）委託仕様書

1. 委託業務の目的

ひきこもり当事者の家族の多くが、将来への不安や、状況が改善しないことへの焦り、身近に相談出来る人がいないという孤独感などを抱えている。

これらの悩みを持つ家族同士が集まり、コーディネーターや講師を交えてひきこもり当事者への対応方法を学び、情報交換することを通じて、家族の不安感・焦燥感・孤独感を軽減することが必要である。

については、ひきこもり当事者の家族を対象とする「家族の会」を支援実績がありノウハウをもった民間団体等に委託し開催する。

2. 契約期間

契約日から令和6年3月31日まで

3. 業務実施体制

- (1) 本業務を円滑に遂行できる体制を整備すること。
- (2) 業務は、県と十分な連携、協議を行い実施すること。

4. 委託業務の内容

(1) 家族の会の開催

- ① ひきこもり当事者の家族を対象とし、ひきこもりについての理解を深め、当事者への対応方法を学べる場、及び互いに悩みや体験談を話し合い、交流する場を提供すること。
- ② 開催は、奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡内にあり、20名が入れる会場で実施すること。
- ③ 開催日時等は、次のとおりとする。
契約期間内に11回、なるべく一定の曜日・時間帯・場所で開催する。開催時間は1回あたり原則として90分以上の時間を確保する。
業務の日を変更する場合は、奈良県と受託者は、事前に双方協議のうえ決定することとする。
- ④ 毎回、コーディネーターを交えた交流会を開催する。コーディネーターはひきこもり支援に関する知識とスキルを有する公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、その他の資格を持つ者とし、1名配置すること。
- ⑤ 原則として各回ともテーマを決めて行うこと。
テーマの例：本人への接し方、他の家族との連携・協力、等
- ⑥ 参加者間でルール等を定めること。
ルールの例：聴いたことは口外しない、批判、批難しない、等
- ⑦ 参加費は無料で実施すること。
- ⑧ 開催について、奈良県へ開催内容を事前に報告し、広く開催日時、場所、参加方法等を周知すること。
- ⑨ 受託者は、「県ひきこもり相談窓口」と密に連携するために県の指定した日に連絡調整会議を開催し、運営内容や支援方法について協議すること

(2) 研修会の開催

- ① ひきこもり当事者とその家族やひきこもりに関心のある人を対象に、ひきこもりについて理解を深めることや、解決に向けて必要な知識やスキルを身につけることを目的に、専門家等を交えた研修会を1回実施すること。

研修会の例：

- ・ひきこもりから脱した方やその親を講師として、本人に対する関わり方や利用した社会資源について学ぶ。
 - ・ファイナンシャルプランナーを講師として、ライフプランについて学ぶ。
 - ・精神科医を講師として、精神疾患の症状や治療法について学ぶ。
 - ・発達心理士を講師として、発達障害とその支援について学ぶ。
- ② 開催は、奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡内にあり、50名以上が入れる会場で実施すること。
- ③ 3時間程度の研修会とすること。
- ④ 開催について、奈良県へ開催内容を事前に報告し、広く開催日時、場所、参加方法等を周知すること。

5. 経費にかかる留意事項

この業務に係る経理処理については、他の経費と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに収支を記載し、経費の使途を明らかにすること。

会計帳簿のほかに本業務による成果物は、業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。また、厚生労働大臣又は県から要求があったときは、いつでも閲覧に供すること。

6. 県への報告書類

受託者は、本業務にかかる取り組みの経過や成果等を実施報告として作成し、提出すること。

(1) 月例業務実施報告書

毎月の業務実施結果を様式1に記入し、翌月10日までに提出すること。ただし、3月分については、6.(2)の提出までに提出すること。

(2) 業務実施完了報告書

様式2、3、及び添付資料を令和6年3月31日までに提出すること。

7. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
- ア) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- イ) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- ウ) 厚生年金保険法第28条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- エ) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、こ

の遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

8. その他

(1) 再委託の禁止

委託業務の再委託については、原則として認めないものとする。

(2) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月20日奈良県条例第32号）、知事が取り扱う個人情報に関する奈良県個人情報保護条例施行規則（平成12年9月29日県規則第21号）及び個人情報の取り扱いに関する規則（平成12年9月29日県規則第22号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めること

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) トラブルに関する責任

県は、本業務に関するトラブルに伴う責任を一切負わないことから、傷害保険等に加入しておくこと。

(5) その他

委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項、及び奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の方針を受けて必要となる事項については、委託者と協議の上定めることとする。

(様式Ⅰ)

年 月 日

ひきこもり者の家族に対する集団支援業務（奈良県北部地域）
月例業務実施報告書（月分）

奈良県文化・教育・くらし創造部
青少年・社会活動推進課長 殿

商号又は名称
報告者氏名

「ひきこもり者の家族に対する集団支援業務（奈良県北部地域）」について別紙のとおり報告します。

【家族の会】

実施日時					
実施場所					
参加人数	合 計		うち、初回参加の人数		
	人		人		
	内訳				
	父 人	母 人	祖父母 人	兄弟姉妹 人	その他 人
コーディネーター氏名					
テーマ					
内容	(コーディネーターから)				
	(参加者から)				
委託者との調整	日付	内容（架電内容や連絡調整会議等について）			
備考					

※実施の様子が分かる写真を添付してください

(別紙2)

【研修会】

実施日時	
実施場所	
参加人数	
講師氏名	
講師の資格または所属等	
テーマ	

※ 研修会の配付資料・参加者名簿（あれば）・チラシ・実施の様子が分かる写真等を添付してください。

(様式2)

年　月　日

ひきこもり者の家族に対する集団支援業務（奈良県北部地域）
実施完了報告書

奈良県文化・教育・くらし創造部
青少年・社会活動推進課長 殿

住所・所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「ひきこもり者の家族に対する集団支援業務（奈良県北部地域）委託契約書」（令和 年 月 日締結）に基づく事業が完了しましたので、委託契約書第 条に基づき関係書類を添えて報告します。

添付書類	1. 実施報告書（様式3） 2. 添付資料（ポスター、チラシ、写真、添付資料等）
------	---

(様式 3)

実施報告書

1. 家族の会

実施場所										
実施日 参加者数 (のべ)	月	日	月	日	月	日	月			
	人	人	人	人	人	人	人			
	月	日	月	日	月	日	合計			
	人	人	人	人	年間のべ()人					
コーディネーター	月例報告書のとおり									
実施内容	月例報告書のとおり									
その他 特記事項										

2. 研修会

実施場所				
実施日時	月 日 (曜日) ○:○○ ~ ○:○○			
参加者数	人			
講師	月例報告書のとおり			
実施内容	月例報告書のとおり			
その他特記事項				